

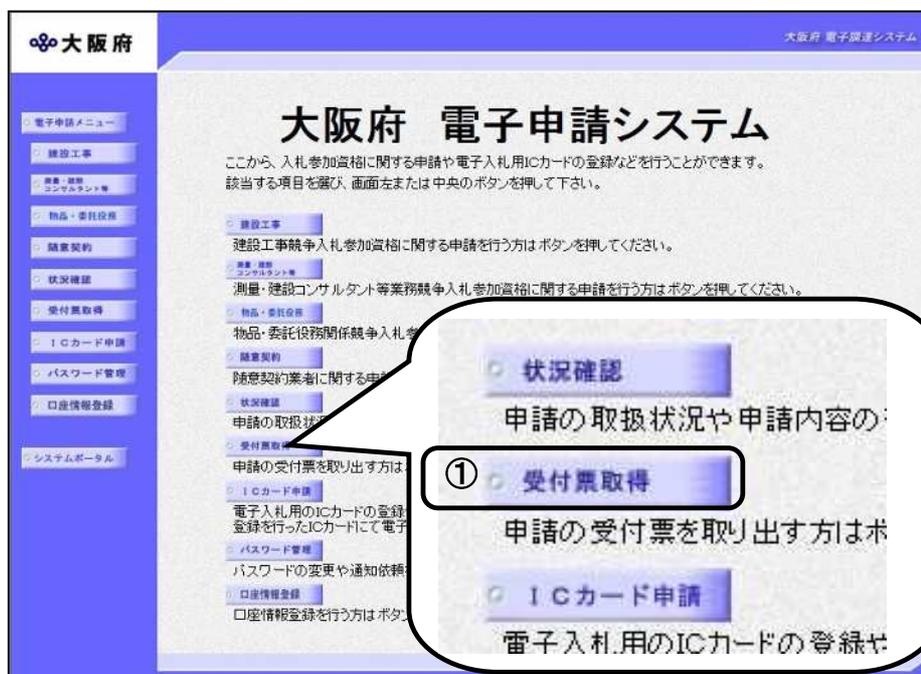
2. 受付票取得

受付票の一覧を表示し、受付票の表示（ダウンロード）を行います。

※電子契約ポータルサイトにログインしてから電子申請システムを起動する必要があります。

電子契約ポータルサイトのログインの操作は、第1章 1. 電子契約ポータルサイトから電子申請システムへのアクセスを参照してください。

「受付票ダウンロード」画面の呼び出し方



- ① 大阪府 電子申請システム」画面から「受付票取得」をクリックします。

NO.	管理年度	受付状態	申請名称	更新日	
1	2019		建設工事競争入札	2019年08月20日	表示

② 「受付票ダウンロード」画面が表示されます。

処理の流れ

1) 受付票の表示

2) 受付票の印刷

1) 受付票の表示



- ◆受付票の一覧には年度ごと申請種別(建設工事指名競争入札, 建設工事一般競争入札(特定調達), 建設工事一般競争入札(特定調達以外), 測量・建設コンサルタント等入札)ごとに最新の受付票が表示されます。

受付票の一覧の中から, 表示(ダウンロード)を行う明細の右端の「表示」をクリックします。

→→ 2) 受付票の印刷へ

- ◆受付票の表示を行わない場合は, 画面下の「戻る」をクリックします。

→→ 「大阪府 電子申請システム」画面へ

2) 受付票の印刷

令和元年度(平成31年度)大阪府受付票

令和元年度(平成31年度)大阪府(建設工事競争入札)入札参加資格審査の受付を行いました。
受付内容について質問・疑義等がある時は、申し出てください。

		受付日 2019年08月20日
申請者	業者番号	9999999
	フリガナ	レイワケンセツ
	商号	(株)令和建設
	代表者役職・氏名	代表取締役 テスト 太郎
府と契約する代理人が所属する支店・営業所	支店・営業所名	
	代理人役職・氏名	

変更日	変更事項	変更内容

印鑑

実印	使用印

【委任事項】
上記代理人に次の権限を委任します。
(契約先が支店・営業所の場合のみ)
1, 見積り、入札、契約締結、請負代金の請求並びに受領に関する件
2, 復代理人選任に関する件
3, その他契約に関する件
4, 委任期間 自 年 月 日 至 2021年03月31日

【誓約事項】
契約締結時において、受付票及び印鑑登録証明書の記載事項は、事実と相違のないことを誓約します。
事実と相違することが判明したときは、いかなる措置を受けとも異議ありません。

※注意事項
裏面に必ず実印の印鑑登録証明書を貼付してください。印鑑登録証明書の貼付のない受付票は無効です。
なお、使用印については、社印の使用は不可とします。

印刷 閉じる

印刷をクリックして受付票を印刷します。

閉じるをクリックすると受付票を閉じて「受付票ダウンロード」画面に戻ります。

⚠ 押印欄について

受付票には押印欄を設けていますので、印刷後押印し、契約時等提出を求められた場合に提出してください。

⚠ 随意契約業者の受付票について

随意契約業者の受付票に関しては、受付票の【委任事項】は表示されません。

※平成31・32年度入札参加資格審査申請から「仮受付票」を廃止しています



仮受付の場合

新規申請で仮受付を行った場合は、「受付票ダウンロード」画面の受付状態に仮受付が表示されます。仮受付状態の申請の「表示」をクリックすると下のような「仮受付票」が表示されます。

平成25年度大阪府 **仮受付票**

平成25年度大阪府(建設工事競争入札)入札参加資格審査の**仮受付**を行いました。

仮受付日 2012年12月25日

申請者	業者番号	9999999
	フリガナ	オオサカジョウ
	商号	大阪城
	代表者役職・氏名	代表取締役 大阪 太郎
府と契約する代理人が所属する支店・営業所	支店・営業所名	大阪営業所
	代理人役職・氏名	所長 大阪 次郎

仮受付結果のお知らせです

下記の①、②の手続きを期日までに完了しなければ、本申請は無効となり 一切の異議は認められませんので、ご了承ください。

① 経営事項審査の結果通知日を入力していない方は、経営事項審査の結果通知書が届き次第、大阪府のシステムの「経営事項審査通知日の再申請」より、結果通知書の「通知日」を入力すれば②に進みます。

② 経営事項審査の結果通知日をすでに入力された方は、大阪府のシステムに最新の経営事項審査の情報が届けば、手続きは不要です。事情により最新の情報が届かない場合は、大阪府から連絡しますので、最新の経営事項審査の結果通知書を提出してください。

印刷 閉じる

印刷をクリックして仮受付票を印刷します。

閉じるをクリックすると仮受付票を閉じて「受付票ダウンロード」画面に戻ります。